

弊社お客様 防災管理特例認定取得（大阪赤十字病院様）

大規模・高層の建築物及び事業所等におかれましては、平成21年6月より施行されました、地震やテロ災害等に対応するための防災管理制度を構築され、防災管理点検を実施していただいております。防災管理点検を3年（1回/1年）実施し問題がなければ、特例認定を取得し、防災管理点検を免除できる特例措置があります。この防災管理点検の特例認定の申請が、昨年6月からスタートされ、本年5月末までが初年目の期間となっています。弊社が防災管理点検を実施しておりましたお客様（大阪赤十字病院様）が、このほど特例認定の検査を受けられ、無事合格をされました。その特例認定の検査に同行させていただきましたので、検査内容についてまとめました。尚、大阪赤十字病院様は 防火管理の特例認定の再検査も兼ねて受験されました。

【防災管理点検特例認定 検査】

- ◎防火対象物：大阪赤十字病院様 大阪市天王寺区筆ヶ崎町5-30 ◎用途：令別表第一 6項イ
◎延床面積の合計：約97,000㎡（本館・東館・看護学校・修和寮・駐車場） 最高階高14階
◎特例認定検査日：平成25年3月19日（火）14時～17時
◎検査体制：大阪市天王寺消防署 6名 大阪赤十字病院様 5名（防災管理者・統括管理者含む） 弊社1名
◎検査内容：①書類検査 ②現場検査（2班に分かれる）

【書類検査】

- ① 消防計画書・防災管理者選解任届出書・自衛消防組織届出書の確認
- ② 防災管理者・統括管理者・自衛消防組織体制の確認
- ③ 避難訓練報告書の確認
- ④ 日常点検表（危険物施設含む）の確認
- ⑤ 危険物保安監督者の免許の確認及び保安講習受講状況の確認
- ⑥ 直近の消防設備点検の不良箇所等の改修状況の確認

【現場点検】

- ① 避難上必要な施設の管理状況の検査
避難通路・階段に避難障害になるものがないか等
防火戸・防火シャッターの機能に障害を起こすようなものがないか等
- ② 火を使用する設備等の管理状況の検査
電気室・変電設備・自家発電設備の看板の表示状況
電気室・変電設備・自家発電設備の区画内の状況について（可燃物がないか・整理整頓できているか）
給湯器の離隔距離の確認、使用状況について
- ③ 消火設備の確認
各消火設備の前に操作障害となるものがないか等
スプリンクラーのアラーム弁の周辺、ガス消火設備のボンベ庫内に不要なものがないか等
各場所が用途以外の用途として使用されていないかの確認
- ④ 危険物施設の確認
危険物施設内の看板の表示状況
危険物施設内が整理整頓され、可燃物等がないか等
- ⑤ 震災時避難を軽減する措置
主な廊下・出入口付近に転倒して避難障害になるようなものがないか等

弊社の防災管理点検について（PR）

防災管理点検制度は、平成21年6月より施行されております。弊社のお得意先様は、防災管理点検の実施対象となる工場・事業所が多く、当初より多くの点検依頼を頂戴しております。

防災管理点検は、①防災管理に係る書類の点検 ②避難上必要な施設の点検 ③消防計画書に記載されている、震災時被害を軽減させる措置の確認及び資機材・備蓄食料などの状況の確認を行います。

弊社の防災管理点検は、**法で定められた点検項目に、防火管理の内容** ①火を使用する設備の管理状況 ②危険物施設の管理状況 ③消防設備の外観上の確認 **をプラスして点検を実施し、ご指摘内容を Aランク**（法令に照らし、不良と思われるもの）、**Bランク**（防災管理点検の特例認定取得のために改善した方がいいもの）、**Cランク**（安全等を考慮し、貴社で判断し改善された方がいいもの）**に分類し、ご報告書にまとめています。**

本年度及び来年度に特例認定を取得されるお得意先様からは、特例認定取得後も引き続き毎年点検を実施してほしいと、好評を得ております。

〔弊社の防災管理点検の内容〕

普通はこれだけ

現場点検ご指摘分類

弊社は、この項目をプラスして点検します

防災管理点検項目		防火管理に関する項目		
震災時、被害を軽減する措置について	避難上必要な施設の管理について	火を使用する設備の管理について	危険物及びその施設の管理について	消防用設備の管理について ※
Aランク・・・法令に照らし、不良と思われるもの				
Bランク・・・防災管理点検の特例認定取得のために改善した方がいいもの				
Cランク・・・安全等を考慮し、貴社で判断し改善された方がいいもの				

※設備の機能点検は別途です。



「薫風」